



持家取得補助制度の対象者を 拡充します

河内長野市では、平成 23 年度から 3 年間の社会実験として新婚世帯家賃・持家取得補助制度を実施しておりましたが、平成 26 年度から新たな社会実験として「(仮称)子育て・若年夫婦マイホーム取得補助制度」を創設します。

従来の新婚世帯持家取得補助制度は、婚姻 3 年以内で夫婦共に 40 歳未満の新婚世帯を対象としていましたが、①夫婦に小学生未満(就学前)の子供がいる世帯、又は②夫婦共に 40 歳未満の夫婦のみ世帯に拡充することで、親との同居・近居も促進し、定住・転入の促進を図ってまいります。

補助額は、旧制度では最大 63 万円(21 万円×3 年間)としていましたが、補助額を 30 万円の 1 回払いとすることで、住宅取得直後に多くの補助金を支給するとともに、支給回数を 1 回とすることで、申請者の利便性を高めるよう改めるものです。

※新婚世帯家賃補助制度は、平成 26 年 3 月 31 日をもって休止します。

項目	主な内容
a. 補助対象世帯	下記のア又はイに該当する世帯 ア. 申請日現在で、夫婦に小学生未満(就学前)の子どもがいる世帯 イ. 申請日現在(H26 年度例外有)で、夫婦共に 40 歳未満の夫婦のみ世帯
b. 補助対象住宅	建物登記簿に記載されている夫婦の所有権割合の合計が、2 分の 1 以上
c. 補助額	・住宅ローン額により、3 グループに分けて補助額を設定します。 500 万～1,500 万円未満: 10 万円 1,500 万～2,500 万円未満: 20 万円 2,500 万円以上: 30 万円
d. 制度実施期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の 3 年間
e. 主な要件	・夫婦の一方又は夫婦二人の住宅ローン額の合計が 500 万円以上 ・世帯員全員が市税の滞納をしていないこと。 ・建物登記簿における所有権取得登記の受付日または、住宅ローンの抵当権設定登記の受付日が、平成 26 年 4 月 1 日以降であること。 ・住宅ローンの申込者は、夫婦の一方であること。

問い合わせ先

河内長野市役所 都市建設部 まちづくり推進室 TEL: 0721-53-1111